「学校いじめ防止基本方針」

１　基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。従って、東泉小学校の児童が安心かつ安全に学校生活を送るためには、「いじめは絶対に許されない」という理念の下、いじめ防止等に向けて学校一丸となって取り組む必要がある。そこで、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき、組織的対応を進めるため、本校の基本方針を策定した。

２　基本方針

・児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
・いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

３　いじめの理解

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童と何らかの人的関係を指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（２）具体的ないじめの態様

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・明らかに意識的に避ける。（接し方に明らかに差がある）
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話、ＳＮＳ、オンラインゲーム等で誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

４　いじめ問題の対応に関する基本的な考え方

（１）未然防止

・互いに認め合い規律正しい態度で生活することができる、温かい雰囲気の学級経営を推進する。
・道徳の授業や学級活動の時間を活用して、定期的に「いじめに関する授業」を実施する。
・日常的に児童の言語環境を整えるとともに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。
・スクールカウンセラーを含めた「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と機能の強化を図る。
・児童が主体的に行動しようとする意識や態度を育てる。

（２）早期発見

・いじめはどの児童にも起こりうるという認識をもち、ささいな兆候であっても見逃さず指導する。
・定期的に「生活アンケート」を実施したり、「ふれあい月間」を活用したりして、実態把握に努め、いじめの定義の正しい理解に基づく確実な認知をする。
・スクールカウンセラーとの連携を密にし、児童がいじめを訴えやすい相談体制を整備する。
・各教員の気付きを生活指導報告会等を通して、必要に応じて「学校いじめ対策委員会」を開きつなげる。

（３）早期対応

☆学校いじめ対策委員会を核として、組織的な解決を図る。

・教員がいじめ情報をつかむために、見守る体制をつくる。（朝、休み時間、放課後等）
・正確な実態を把握するために、当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
・被害児童の安全確保と不安解消のため、スクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。
・加害児童に対する組織的・計画的な観察と指導を徹底する。行為の重大性の程度に応じて指導する。
・被害児童及び加害児童の保護者に対し、いじめの事実、対応方針、対応経過を正確に説明する。
・被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。
・教育委員会、その他関係諸機関との連携し対応策を協議する。
・インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われた場合、関係児童から聴き取り、指導を行う。

（４）重大事態への対処

・被害児童の保護を第一優先とし、自殺などの最悪のケースを避けるために複数の教員が見守る態勢を構築する。
・加害児童について、被害の児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。懲戒や出席停止の検討も行う。
・暴行や金銭教養などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、速やかに警察に相談、通報する。
・いじめ防止対策推進法に基づく調査と結果報告を行う。
・重大事態の発生について速やかに教育委員会に報告し、教育委員会と一体となって対応する。

（５）いじめが解消した状態

・いじめに係る行為が止んでいること。
・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが満たされている状態とする。

５　いじめ問題に対する組織的な取組

（１）校内体制

・「学校いじめ対策委員会」は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、当該学年担任教諭、スクールカウンセラーを中心に構成する。
・生活指導部と養護教諭が中心となって、いじめ防止・早期発見・早期対応に努める。
・本方針を、学校ホームページで公開するとともに各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

（２）地域・関係諸機関との連携
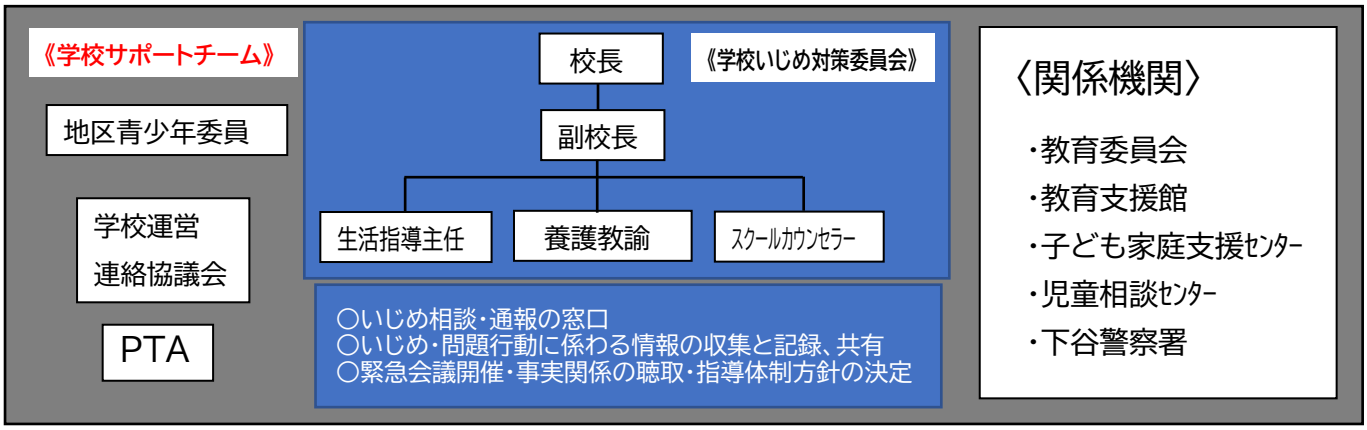
・下図に示す、学校サポートチーム（教職員・PTA・地域住民・警察等）による組織的な対応を行う。
・ＰＴＡや学校運営連絡協議会との連携を密にし、情報の共有や地域での見守り等を実施する。
・地区青少年委員との情報交換を密に行う。
・下図に挙げる関係機関との連携を密にし、早期発見・早期解決を図る。